

電気設備工事特記仕様書	
I. 工事概要	
1. 工事名称	津市立豊が丘小学校消防設備改修工事
2. 工事場所	津市 豊が丘二丁目 地内
3. 建物概要	普通教室棟 鉄筋コンクリート造 3階建 延べ面積 2,638m ² 用途区分(7)項 特別教室管理棟 鉄筋コンクリート造 3階建 延べ面積 1,866m ² 用途区分(7)項 屋内運動場 鉄筋コンクリート造 2階建 延べ面積 1,096m ² 用途区分(7)項
用途区分は消防法施行令別表第一による表記	
4. 工事種目	下記において●印を付した工事を対象とする。 ●電力設備 ・受変電設備 ・電力貯蔵設備 ・発電設備 ●通信・情報設備 ・中央監視制御設備 ・医療関係設備 ・構内配電線路 ・構内通信線路 ・その他
II. 共通仕様 箇条文及び特記仕様書に記載されていない事項については下記による。	
国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 「公共建築工事標準仕様書」(建築工事編・電気(機械)設備工事編 各令和4年版) 「公共建築改修工事標準仕様書」(建築工事編・電気(機械)設備工事編 各令和4年版) 「公共建築設備工事標準図」(電気設備工事編・機械設備工事編 各令和4年版) 電気設備に関する技術基準を定める省令(電気設備技術基準) 電気工事業の業務の適正化に関する法律 電気工事士法 労働安全衛生法 消防関連法規(条例・所轄署指導要領を含む。) 電力会社供給約款 その他関連法令、関連諸基準	
III. 一般共通事項 下記の該当する項目を適用する。また、選択する事項は、●印のついたものを適用する。	
1. 一般事項 (1)工事の詳細については、本設計図面及び仕様書による他、上記各施工基準に準拠し監督員指示の下に入念かつ誠実に施工すること。 (2)設計図面に定められた内容、現場の納まり・取り合い等の不明な点や施工上の困難・不都合、面上の誤記及び記載漏れ等に起因する問題点及び疑義、設計図面とのおりに施工することで将来不具合が発生しうると予想される場合については、その都度、監督員と協議すること。 なお、設計図面のとおりの施工であっても使用上の不具合が発生した場合は、協議のうえ改善策を講じること。 (3)他工事との取合いについては予め当該工事関係者間において協議し、円滑な工事進捗に努めること。調整不足による意匠的な仕上がり不備や不具合が発生した場合は、監督員の指示により手直し施工を行うこと。	
2. 足場 設置する足場について、「手すり先行工法等に関するガイドライン(厚生労働省平成21年4月)」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立等に関する基準」の2の(2)手すり据置き型式又は(3)手すり先行工法による足場方式により行うこと。 内部足場の種別(参考) 脚立 ● 棚足場 ・その他() 外部足場の種別(参考) 手摺先行設置組合足場 ・ 移動足場 ● 高所作業車 その他() 外部足場設置範囲(参考) 外部改修部 ・ 設備改修部 ・ 昇降用 ・ 転落防止用 防護シート等による養生 ・ 適用する ・ 適用しない	
●足場の組立て後、足場に關し十分な知識と経験を有する者により点検を行い記録を保存すること。 つり足場、張出し足場又は高さが10m以上の足場で、組立から解体までの期間が60日以上ものについては、組立て後市監督員立ち合いの下、当該足場の組立てを担当した者以外の足場に關し十分な知識と経験を有する者により点検を行うこと。 なお、「十分な知識と経験を有する者」とは、以下の者とする。 1) 足場の組立て等作業主任者であって、労働安全衛生法第19条の2に基づく足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受けた者 2) 労働安全衛生法第81条に規定する労働安全コンサルタント(区分が土木又は建築である者や厚生労働省の登録を受けた者が行う研修を修了した者等法第88条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」)に必要な資格を有する者 3) 全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」、建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者等足場の点検に必要な専門的知識の習得のために行う教育、研修又は講習を修了するなど、足場の安全点検について、上記1)又は2)に掲げる者と同等の知識・経験を有する者	
3. 三重県産業廃棄物税 本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には、完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に、別に定める様式に産業廃棄物税納付証明書を添付して、当該工事の発注者に対して支払請求を行うことができる。 なお、この期間を超えて請求することはできない。また、産業廃棄物処理集計表(マニフェストの数量の集計)を超えて請求することはできない。	
4. 電気工作物の種類 一般電気工作物 ●自家用電気工作物	
5. 電気工事士 電気工事士法の区分により施工するものとし、契約電力が500kW以上の電気工作物においても、第一種電気工事士により施工するものとする。	
6. 電気工事業の業務の適正化に関する法律 電気工事の施工場所ごとに、その見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他の経済産業省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。	

7. 電気保安技術者	
電気工作物に係る工事は電気保安技術者を配置し、工事期間中の電気工作物の保安業務を行う。 また、電気主任技術者が選任されている施設においては、電気主任技術者に工事内容の説明を行い、工事の調整にあたる指導を受けるものとする。 なお、電気主任技術者の立会費用は、下記のとおりとする。 受注者負担 ・不要 ・その他()	
8. 品質管理 工事施工に関して、着手前・施工途中・施工後の自主検査を実施すること。 チェックリスト等を作成し、管理を行うこと。	
9. 出来形管理 以下の項目について、出来形管理の対象として管理を行うこと。 ① 各種盤据付 耐震強度(設計標準震度、アンカーの種類・サイズ確認・埋め込み深さ) 基礎寸法 水平垂直 ② 配管・配線工事 支持間隔 ③ スイッチ類の取付高さ	
10. 測定機器の校正等 試験に使用する計測器類は2年以内の校正証明書(写)又は有効期限内の精度保証書(写)等を提出する。 また、照度計・騒音計・振動レベル計等の特定計量器を用いて計測する場合は、計量法に基づく検定に合格し、かつ検定有効期限内のものを使用する。	
11. 施工計画等 受注者は施工に先立ち、次の書類を提出し監督員と打合せを行う。 なお、書類の作成においては、関連する関係者と十分に調整すること。 ① 総合施工計画書 包含工事の場合は、電気設備工事施工計画書とする。 ② 工種別施工計画書(施工要領書) 各種工種ごとに作成し、停電及び搬入計画書も作成する。 ③ 施工図(プロット図・平面図・展開図、各種詳細図) 主要機器・重量機器・3kg超える工具類等については、固定方法・吊り方法等の詳細図を作成し、十分な耐震性能を確保する施工方法を提案すること。 ④ 耐震計算書 ⑤ 照度分布図	
12. 機材等 工事に使用する材料及び機器等については、次の書類を提出する。 ① 使用機材届出書 ② 機器明細図 使用機材届出書に記載のもの他、監督員の指示による。 ③ 各種計算書 設計図書による他、監督員の指示による。	
13. 完成図書 作成する(● 完成図 ・ 保全に関する資料 ・ ()) 完成図作図範囲(設計図を訂正)	
14. 工事写真 営業工事写真撮影要領(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修(最新版))に従い、撮影すること。 なお、デジタル工事写真的小黒板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真的小黒板情報電子化について(令和5年3月1日付け国営建技第14号)」による。	
15. 施工条件 監督員及び関係部局と協議調整し決定すること。 (1)施工可能日 ・指定なし ・一部指定あり(振動・騒音等作業、重機搬入等入退場、停電作業等) ●指定あり 指定日(・施設休業日 ●打ち合わせ ・その他())	
(2)施工可能時間帯 ・指定なし ・一部指定あり(振動・騒音等作業、重機搬入等入退場、停電作業等) ●指定あり 指定時間(・()時~()時 ●打ち合わせ ・その他())	
16. 事故の発生時 工事施工中に事故が発生した場合には直ちに監督員に通報するとともに、所定の様式により工事事故報告書を監督員が指示する期日までに、監督員に提出しなければならない。 なお、事故発生後の措置について監督員と協議を行うとともに、当該事故に係る状況聴取調査、検証等に協力すること。	
17. 建築副産物情報交換システムの利用 受注者は工事着手前に「再生資源利用計画書」(建設資材の搬入がある場合)及び「再生資源利用促進計画書」(建設副産物の搬出がある場合)を作成し、施工計画書に含めて監督員へ提出するとともに法令等に基づき、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。 また、工事完了後には「再生資源利用実施書」(建設資材の搬入があった場合)及び「再生資源利用促進実施書」(建設副産物の搬出があった場合)をすみやかに作成し、監督員へ提出すること。 なお、各計画書及び実施書の作成等は、JACICが運営する「建設副産物情報交換システム」に登録のうえ、行うこと。	
18. 発生材の処理等 本工事は、その施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」施行令で定める建設工事の規模に関する基準以上の工事である。 分別解体等及び特定建設資材の再資源等の実施について適正な措置を講ずることとする。 工事契約後に明らかになったやむをえない事情により、予定した条件により難い場合は、監督員と協議するものとする。	
分別解体等の方法 工種 新築・増築・修繕・模様替・解体 ・その他() 分別解体の方法 手作業・手作業・機械作業併用	
(1)引き渡しを要するものは下記のとおりとし、それ以外は別途監督員の指示による。 () (2)特別管理産業廃棄物 変圧器 ・コンデンサ ・その他() 現場内の監督員の指定する場所へ保管するものとする。 なお、施工に際してPCB等特別管理産業廃棄物及び疑わしき機器等を発見した場合は、監督員に報告し対応を協議するものとする。	
(3)現場内において再利用を図るもの 発生土 ・その他() (4)再資源化を図るもの コンクリート塊 ・アスファルトコンクリート塊 ・建設発生木材 ・() (5)水銀使用製品産業廃棄物として取り扱うもの 蛍光ランプ ・HIDランプ(高輝度放電ランプ) ・その他() 「水銀廃棄物ガイドライン 第3版」(令和3年3月 環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制課)に基づき適切に処理すること。	
(6)引き渡しを要しないものは、全て構外に搬出し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、再生資源の利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令に従い適正に処理し、監督員に報告すること。 (マニフェストA、B2、D票を提示すること。)	
19. 官公署への手続き 工事の着手、着工、完成にあたり、関係官公署への必要な届出、手続き等を遅滞なく行う。なお、当該手続きに係る費用は受注者の負担とする。 ●防災設備関係 ・電気工作物関係 ・受電関係 ・通信関係 ・建設工事関係 ・その他()	
20. 消防法関係の手続き (1)消火器に係る消防用設備等設置届出書の作成 ・本工事(・建築工事・電気設備工事・機械設備工事) ・別途工事 (2)防火対象物使用開始届出書 書類の作成(電気設備図面の作成及び電気設備に関する部分の記入)を行うこと。	
21. 工事用仮設物 構内への設置 ●できる(施設管理者と協議) ・できない	
22. 工事用電力 構内既存の施設 ●利用できる(・有償 ●無償) ・利用できない 本工事で新規受電した時からの電力料金は本工事に含まれる。また、本受電後、引渡しまでの電気主任技術者の選任及びこれに伴う費用負担も本工事に含まれる。	
23. 工事用水 構内既存の施設 ●利用できる(・有償 ●無償) ・利用できない	
24. 工事中等の保安監理 電気工作物の範囲が変更になった場合、工事着手から引渡しまでの電気保安管理等にかかる費用は本工事に含まれる。	
25. 搬入計画 大型機器、重量物等の搬入前に、搬入経路の有効寸法(扉、天井高さ、搬入経路上の曲り等)、障害物(足場等)、養生方法、運送車両、揚重機械、搬入機械の種類、台数及び重量、雨天の場合の処置、受入検査の方法等を記載し監督員に提出する。	
26. 製品確認 発注者及び受注者の協議により仕様を決定し、製作するような規格品でない製品並びに監督員が指定する製品については、試験及び検査等を行う機器が整備された施設内において、監督員が製品の確認をするものとする。	
27. 機材等の検査及び試験 検査及び試験を行なうべき機材等は、設計図書によるほか、監督員の指示による。	
28. 完成確認及び完成検査時等の電源確保 機器の動作確認、電圧、極性、相回転等確認できるように電源を確保すること。	
29. 完成時の操作説明 総合盤等操作の必要な機器については、使用開始前に操作説明を行なうものとする。また、必要に応じて操作説明書、操作注意事項書を作成し、機側に備えるものとする。	
30. 不正軽油の使用の禁止 (1)工事現場で使用し、又は使用させる車両(資機材の搬出入車両を含む。)並びに建設機械等の燃料として、不正軽油(地方税法第144条の32(製造等の承認を受ける義務等)の規定に違反する燃料をいう。)を使用してはならない。 (2)受注者は、県が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。また、受注者は下請負者等に同調査に協力するよう管理及び監督しなければならない。 (3)受注者は、不正軽油の使用が判明した場合は、速やかに是正措置を講じなければならぬ。また、受注者は下請負者等に不正軽油の使用が判明した場合は速やかに是正措置を講じなければならない。	
IV. 施工仕様 下記の該当する項目を適用する。また、選択する事項は、●印のついたものを適用する。	
1.既設設備等の調査 既設設備等の改修を含む場合、他の設備、施設運営に影響をきたさないよう、現地工事着工前に十分な調査を行なうこと。 (1)地中埋設管路 1)項目 目標・埋設配管 ・構造物 ・その他() 2)調査範囲 埋設ルート ・その他() (2)貫通及びひびき 1)項目 ●鉄筋 ●配管 ・その他() 2)調査範囲 ●施工部分 ・その他() (3)既設との取合い 1)項目 ●接続箇所 ●増設箇所 ・その他() 2)調査範囲 ●施工部分 ・その他()	
2.施工前の測定等 改修工事にあたっては、工事範囲の既設機器の動作確認及び絶縁測定等を着工前に行い、監督員に報告すること。	
3.耐震基準 耐震措置の計算及び施工方法は、次の基準を適用する。 (1)「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準 平成25年版」(国土交通省大臣官房官庁営繕部) (2)「建築設備耐震設計・施工指針 2014年版」	
4.耐震施工 (1)想定される地震に施工する設備を対応させる。 (2)耐震計算書を監督員に提出する。	
5.はつり (1)穴開け及び補修 ・なし ●あり (貫通場所及び口径は別図による) (2)溝はつり及び補修 ●なし ・あり (はつり深さは別図による)	
6.あと施工アンカー 性能確認試験及び施工確認試験 ・行う ●行わない	
7.基礎の配線ビット 基礎に配線ビットを設ける場合、ビットの寸法は敷設するケーブルの曲げ半径、条数、将来増設時の作業性、事故時の対応、排水等に配慮する。	
8.配管・配線の耐震処置 建物引込部の配管の耐震処置 建物のエキスパンションジョイント部の配線の耐震処置	
9.最上階の埋込配管 最上階のコンクリート屋根スラブへの埋込配管は、原則として行わない。	
10.露出配管 (1)雨線など水気のある場所に施設する場合は、U字配管を行わない。 (2)附属品は、ねじ込み形を使用する。 (3)壁面配管で人が容易に触れるおそれのある部分(2m以下)の配管には、突起のない支持金具又は保護バーを使用する。 (4)通路部分では床配管を避け、天井配管の場合は原則2.1m以上とする。 (5)監督員の指示がある場合は、上記に係わらずその指示に従う。	
11.合成樹脂管 (1)合成樹脂管の管端には、ブッシングを取り付ける。 (2)原則として屋外の露出には使用しない。(P/F管)	
12.予備配管等 埋込型分電盤からの立上り予備配管は、予備回路が4回路以下は(P/F 2.2)を1本、5回路以上は(P/F 2.2)を2本施工する。スラブ天井の場合は、天井又は梁下200mmまで立上げ、位置ボックスを取付ける。	
13.金属製電線管等の塗装 (1)露出配管、露出ボックス、鋼製ブルボックス等のうち下記の部分には、塗装を施す。 1)屋外、屋内(電気室、機械室、E.P.S.、居室、廊下)、その他建築意匠上必要な箇所。 2)画面に特記なき場合は、溶融亜鉛メッキ鋼製のボール及びアームは塗装しなくてもよい。ただし、画面に指示がある場合はその指示による。 3)湿気、水気のある場所及びコンクリート埋込みの金属製位置ボックスの内面には絶縁性防錆塗料を十分に塗布すること。(監督員が指示した場所は除く。) 4)仮枠貫通部の金属配管には鍍止め塗装を施すこと。 (2)塗装はエッティンググライマー1種の下地処理のうえ、監督員の指定する色にて調合ペイント2回りとする。ただし、指定場所及びその他建築意匠上、必要な箇所の露出ブルボックスは指定色焼付塗装とする。	
14.導入線 通線を行なわない配管及び配線引き抜き後に空となった配管には、導入線(Φ1.2mm以上の樹脂被覆鉄線等)を挿入する。ただし、長さ1m以下の部分は省略することができる。	
15.予備スリーブ 梁下に配管・配線スペースがない梁には、1スパンに2本程度を予備スリーブとして埋込む。 なお、防火区画貫通スリーブは、防火区画処理を行うこと。	

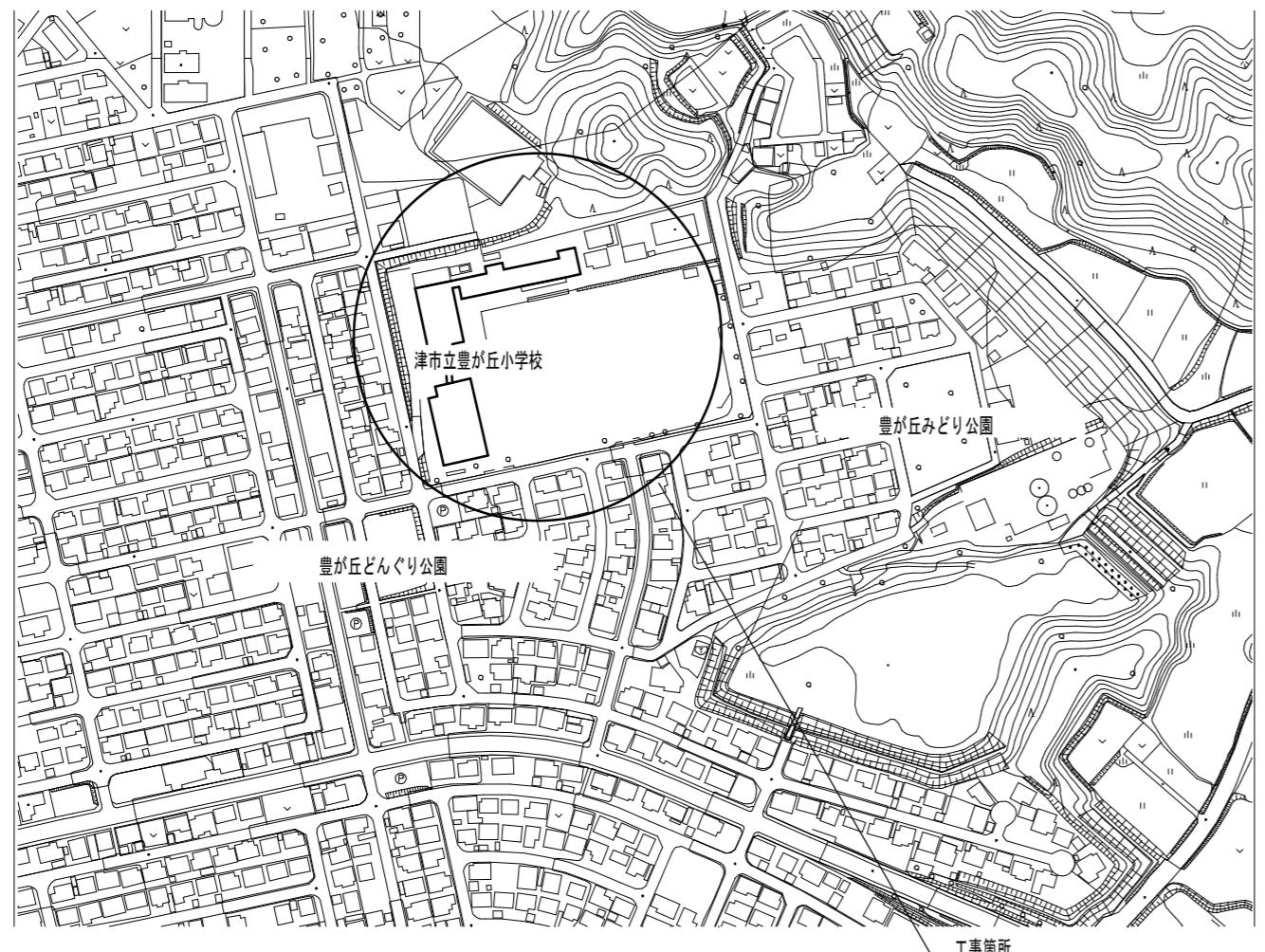
19. ボルト・ナット類 屋外に使用する支持金物及びボルト、ナット類で特記のないもの ●ステンレス ・溶融亜鉛メッキ仕上げ	V. 機器仕様 下記の該当する項目を適用する。また、選択する事項は、●印のついたものを適用する。 なお、詳細については図面による。	【受電設備】 5. 受電設備 (1)既設との取り合い (2)機器類 (3)盤類 (4)交流遮断器 (5)断路器 (6)負荷開閉器 (7)変圧器 (8)進相コンデンサ (9)直列リクトル (10)キューピクル等 (11)基礎 (12)配線ビット及び蓋 (13)設置場所 【電力設備】 1. 電灯設備 (1)既設等との取り合い (2)機器類 (3)一般照明器具 (4)照明制御器 (5)外灯 (6)コンセント等 (7)分電盤、制御盤等 (8)機器類 (9)負荷設備 (10)負荷設備への接続 (11)電動機等の接地 (12)分電盤、制御盤等 (13)機器類 (14)機器類 (15)機器類 (16)機器類 (17)機器類 (18)機器類 (19)機器類 (20)機器類 (21)機器類 (22)機器類 (23)機器類 (24)機器類 (25)機器類 (26)機器類 (27)機器類 (28)機器類 (29)機器類 (30)機器類 20. ケーブル及び配線 (1)表示 下記の箇所で、ケーブル等に行き先等表示札（ケーブル種別及びサイズ、行き先、施工年、用途、施工者名等を表示。）を取り付ける。 ①ケーブルがスラブを貫通する部分 ②ケーブル分歧部分 ③変電所内のケーブル引出し部分 ④盤内及び接地端子箱の外部配線引込み部分 ⑤屋内の直線部分は、3.0mごと ⑥ブルボックス内 ⑦屋外の共同溝等の直線部分は、5.0mごと ⑧屋外の中管路より建物内の引込み部分 ⑨マンホール及びハンドホールごと (2)ケーブル余長 1) 地中線式の場合、マンホール、ハンドホール内でケーブル余長を見込む箇所数 ・2箇所・4箇所・()箇所 2) 架空線式の場合、電柱上でケーブル余長を見込む箇所数 ・2箇所・4箇所・()箇所	【発電設備】 10. 燃料式発電設備 (1)用途 (2)設置場所 (3)機器 (4)発電装置 1) 用途 ・防災電源専用（防災認定品）・防災電源兼用（防災認定品） ・一般用 2) 区分 ・常用・非常用 ・屋内・普通地域・塩害地域 ・燃料槽・給油ボックス・燃料移送ポンプ 3) 機器 ・ディーゼル発電装置・ガスエンジン発電装置 ・ガスタービン発電装置 4) 発電装置 ・簡易形・オープン式 ・キューピクル式（・5dB(A)/lm・75dB(A)/lm） 5) 始動時間（停電検出後） ・1.0秒以内・4.0秒以内 6) 連続運転時間 ・2時間以上・10時間以上・24時間以上 7) 2時間以上・その他 8) 発電機 ①電気方式 ・三相3線式（・6.6kV・200V・()V） ・単相3線式（200/100V） ・単相2線式（・200V・100V・()V） ②定格周波数 60Hz ③定格出力 ()kVA ④原動機 ①定格出力 ・()kW以上・()ps以上 ②冷却方式 ・ラジエータ方式 ⑤燃料 1) 種類 ・軽油・灯油・A重油・その他 2) 測定時燃料 ・満タン・指定なし・その他 6) 燃料槽 1) 形式及び容量 ・パッケージ搭載タンク・リットル ・燃料小出槽・リットル ・主燃料槽・リットル ・屋外型（・ステンレス製・銅製） ・屋内型（・ステンレス製・銅製） 7) 給油ボックス 1) 材質 ・ステンレス製・銅製・その他 2) 油量指示計 ・有・無 3) 電動ポンプ ・歯車ポンプ・油中ポンプ 4) 手動ポンプ（ウイングポンプ） ・有・無 5) 基礎 1) 本工事（・2.1N/mm ² ・1.8N/mm ² ）・別途工事・既設利用 2) その他（・その他） 6) その他 ・屋内・屋外（地上） ・地下埋設（・タンク室内埋設・直埋設） 7) 構内情報通信網設備 12. 構内情報通信網設備 13. 構内交換設備 1) 機器 ・交換装置・電話機・端子盤類・アウトレット 2) 交換装置 ・その他の種別（・デジタルPBX・IP-PBX・VoIPサーバ） 3) 局線応答方式 ・局線中継台・分散中継台・ダイヤルイン・ダイレクトインダイヤル・ダイレクトインライン 4) 保安用接地 ・その他の接続（・本工事・別途工事・既設利用） 5) 本配電盤（MDF） ・自立フレーム（・片面形・両面形）・交換機一体型 ・壁掛型・その他（・壁掛型） 6) 電源装置 ①形式・別置型・一体形・その他（・その他） ②停電補償時間（・30分以上・()以上） 7) 電話機 ・一般電話機・多機能電話機（PHS方式） ・IP電話機 ・コードレス電話機（無線LAN方式） 8) 端子盤類 1) 端子盤・中継端子盤（IDF）・室内端子盤 2) 中継端子盤には実装数の20%以上、室内端子盤には10P以上の接続端子板スペースを見込む。 3) アウトレット ・ローテーションショットアウトレット（・固定型・上下動型（アップ式を含む）） ・壁コンセント・その他（・壁コンセント） 14. 情報表示設備 1) 設備 ・マザイ装置・出退表示装置・時刻表示装置・警報等表示装置 2) マザイ装置 ・仕様詳細は別図による。 3) 出退表示装置 ・仕様詳細は別図による。 4) 時刻表示装置 ・仕様詳細は別図による。 5) 警報等表示装置 1) 機器 ・表示盤・その他（・表示盤） 2) 表示盤 ①表示方式 ・表示窓式・その他（・表示窓式） ②施工 ・本工事・別途工事・既設利用 3) 検出装置 ①検出方式 ・電極・無電圧接点・その他（・電極） ②施工 ・本工事・別途工事・既設利用 4) 映像音響設備 ・仕様詳細は別図による。
21. 配線器具の設置 (1)特殊コンセントはプラグ付とする。 (2)電源の種類により色を区別する。 (3)配線器具を取り付ける場所が金属の場合は、絶縁枠を使用する。 (4)ブレードは、図面に特記な場合、新金属製とする。 (5)カバープレートは、原則として新金属製とする。 なお、器具を実装しない位置ボックスには用途表示をすること。 (6)フロアプレートは、水平高低調整型（空軒防止リング付）とする。	22. 照明器具の設置 (1)照明器具取付完了後、照度測定を行う。照度計は一般形A級とする。 (2)天井下地材により支撑する場合は、ワイヤ等により脱落防止の措置を行う。 (3)パイプ吊りの照明器具は振れ止めを施工する。	23. 照明改修の際の測定 対象室の改修前後の照度及び回路電流値の測定を次のとおり行うこと。 測定箇所（ * * * * ）測定回数 前後各（ * ）回	
24. 分電盤、制御盤、キューピクル等 図面ホルダー内には、完成図及び回路の行き先がわかる図面を備える。また、既設分電盤・制御盤等を改造した場合は、図面を修正するものとする。	25. 受電設備、発電設備の設置場所 (1)保守点検、防火上有効な空間、維持管理の空間を考慮する。 (2)屋内に設置する場合は、床の強度計算書、換気計算書等を監督員に提出する。 (3)基礎の高さは周囲の状況を考慮する。 (4)電気室には水管、蒸気管、ガス管、ダクト等を通過させない。	26. 発電設備の燃料配管 (1)フレキシブルジョイント取付位置は、施工前に所轄の消防署と十分に打合せを行う。 (2)配管の接続は、機器の取外し又は保守点検を考慮し施工する。	
27. 非常放送設備のスピーカー設置 (1)放送区域の各部からスピーカまでの水平距離は1.0m以内とする。 (2)階段等にスピーカを設置する場合は、垂直距離1.5m以内とする。	28. 土工事 (1)埋戻しの材料及び工法 ●B種（材料：根切り土の中の良質土／工法：機器による締固め） ・その他（たぐい） ただし、配管周りの埋戻し材料は山砂とする。 (2)特記なき地中埋設配管の深さは、G.L-6.00mm以上とする。 (3)根切りの種類は、マンホール、ハンドホール、屋外受電設備及び自家発電装置の基礎等は総掘り、埋設管路等は布掘り、外灯基礎、電柱等ははづ掘りとする。 (4)機械掘削は根切り底を乱さないようにする。	29. ハンドホール、マンホール 高さ9.00mmを超えるものにあっては、タラップ付とする。 なお、タラップの取付は4.50mm間隔以内とする。	
30. 地中配線路の表示杭 下記の箇所に、地中配線路の表示杭を設置する。 ①建物への引込口及び送出口付近 ②マンホール・ハンドホール付近 ③地中路線の曲折箇所 ④道路横断箇所 ⑤直線部分では3.0m程度に1個（3.0mに満たない部分はその間に1個）			

工事名／Title	図面種別／Drawing	Check	No.	会員会社 重企建築事務所
津市立豊が丘小学校消防設備改修工事	電気設備工事 特記仕様書（2）	E-02	原図:A2	Jyuki Architectural Design Office 一級建築士事務所 三重県知事登録第1-300号 一級建築士国土交通省大臣登録第167163号 山田裕治

16. 拡声設備
(1) 機器
●増幅器 ●付属機器 ●操作装置 ●スピーカー ・その他()
・非常放送兼用(仕様は非常放送装置を参照)
・専用 出力(270) W
(3) 付属機器
出力インピーダンス ・Lo形 ●Hi形
・オーディオミキサー ・リモコンマイク ・電源制御器
・録音再生装置(・CD ・メモリオーディオ ・その他())
●アナウンスレコーダ(●チャイム ・独自メッセージ ・プログラムタイマー ・その他())
・有線マイクロホン
●無線マイクロホン(●電波式(●アナログ ・デジタル) ・赤外線式)
・ラジオチューナー(・FM ・AM ・その他())
・スピーカ切替装置 ・その他の機器()
・卓型 ・キャビネットラック型 ・壁掛型 ●その他(卓上)
(4) 操作装置
・非常放送兼用(仕様は非常放送装置を参照)
・専用 結線 ●1W ・3W ・() W
インピーダンス ・Lo形 ●Hi形
設置場所 ・屋内 ・屋外 ・その他()
17. 誘導支援設備
(1) 設備
・音声誘導装置 ・インターホン ・トイレ等呼出装置
(2) 音声誘導装置
・検出方式 ・磁気式 ・無線式 ・画像認識式 ・その他()
(3) インターホン
2) 設置場所 ・屋外(防雨形) ・屋内
3) 機能
・自動火災報知設備より火災報知信号を受信した場合停止する
・タイムスケジュールにより停止及び開始を可能とする
・その他()
4) 機器
・制御装置 ・送信機 ・受信機 ・その他()
5) 制御装置
・壁掛型 ・卓上形 ・複合盤組込 ・その他()
6) 送信機
・壁掛形 ・卓上形 ・埋込形 ・その他()
7) 受信機
・スピーカ式 ・イヤホン式 ・その他()
1) 用途
・内部受付用 ・外部受付用 ・夜間訪問用 ・身体障害者用
・保守用 ・その他()
2) 機能
・音声通話 ・映像モニタ
3) 通話網
・親子式 ・相互式 ・複合式
4) 通話方式
・同時通話式 ・交互通話式 ・その他()
5) 機器
・親機 ・子機 ・その他()
6) 親機
①形状 ・壁掛型 ・卓上形 ・複合盤組込 ・その他()
②送受話器
・電話機形 ・マイク形 ・その他()
7) 子機
①形状 ・壁掛形 ・卓上形 ・埋込形 ・その他()
②送受話器
・電話機形 ・マイク形 ・その他()
1) 用途
・トイレ呼出 ・受付呼出 ・非常通報
・その他()
2) 機器
・親機 ・呼出スイッチ ・警報装置 ・その他()
3) 親機
・壁掛型 ・卓上型 ・複合盤組込 ・その他()
4) 呼出スイッチ
・押ボタン式 ・引紐式 ・その他()
5) 警報装置
・光 ・音声 ・ブザー ・ベル ・その他()
18. テレビ共同受信設備
(1) 受信放送
・UHF ・BS ・CS ・FM ・CATV ・その他()
(2) 機器
・増幅器 ・混合器 ・分波器 ・分歧器 ・分配器 ・機器収容箱
(3) アンテナ
・アンテナ ・その他()
1) 放送
・UHF ・BS ・CS ・FM ・その他()
2) マスト
・地上波用(・壁面取付 ・自立 ・既設利用)
・衛星用(・壁面取付 ・自立 ・既設利用)
・その他()
3) 自立用基礎
・本工事 ・別途工事 ・既設利用
・その他()
19. 監視カメラ設備
・仕様詳細は別図による。
20. 駐車場管制設備
・仕様詳細は別図による。
21. 防犯・大退室管理設備
・仕様詳細は別図による。
22. 自動火災報知設備
(1) 機器
●受信機 ・副受信機(表示装置) ・中継器 ●発信機 ●感知器
・光警報装置
・その他()
(2) 受信機
1) 型式
●P型1級 ・P型2級 ・R型
2) 回線数
・(50)回線 ・()アドレス
3) 試験機能
・自動試験機能 ・遠隔試験機能
4) 盤形式
・複合盤組込 ・自立型 ●壁掛型
・その他()
(3) 副受信機(表示装置)
1) 盤形式
・自立型 ・壁掛型 ・その他()
2) 回線数
・()回線 ・()アドレス
3) 表示装置の仕様詳細は別図による。
試験機能
・自動試験機能 ・遠隔試験機能
1) 型式
・アドレス付 ●P型1級 ・P型2級
2) 消火栓ポンプ起動
特記なき場合は、発信機運動方式とし、発信機表面に「消火栓起動」等の文字を併記する。
3) 設置
・単独設置 ・機器収容箱に組込
・消火栓ボックス(別途)に組込 ・その他()
1) 型式
・アドレス付 ●一般型
2) 種類
●熱感知器 ●空気管式 ●煙感知器 ・炎感知器
3) 試験機能
・自動試験機能 ・遠隔試験機能
4) 機器仕様
・一般 ・防水 ・防爆 ・防食 ・その他()
1) 機器
・警報装置 ・制御装置 ・同期装置
2) 警報装置
・天井付 ・壁付
3) 同期装置
・自走同期式 ・外部同期式
(6) 感知器
(7) 光警報装置

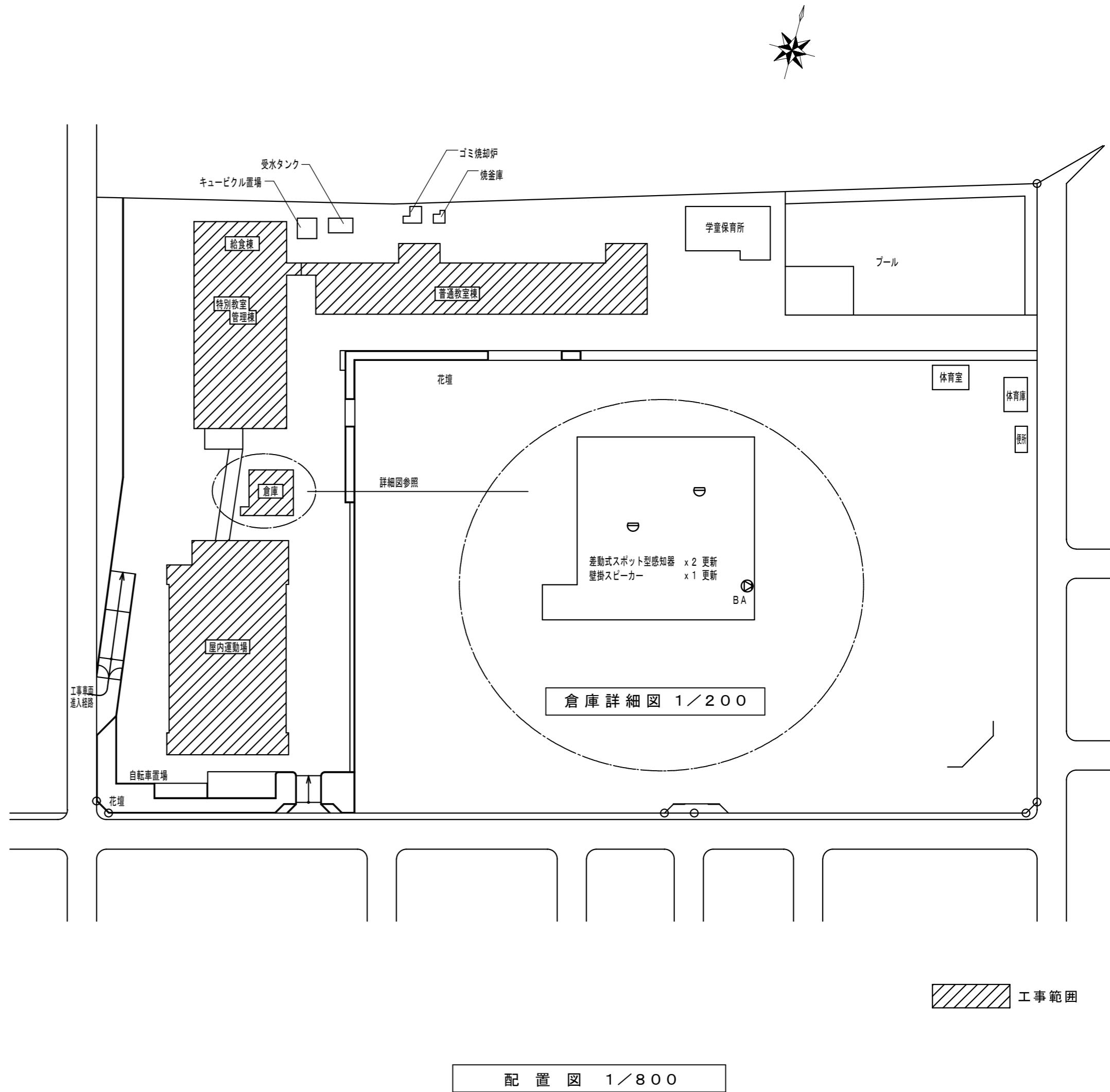
23. 自動閉鎖設備
(1) 機器
・運動制御器
・その他()
(2) 運動制御器
1) 制御対象
・防火戸 ・防火シャッター ・防排煙ダンパー
・非常口等の扉 ・その他()
2) 回線数
・単独(●壁掛形 ・自立形) ・火災受信機等との複合盤
(3) 感知器
1) 型式
・アドレス付 ・一般型
2) 種類
・煙感知器(・2種 ・3種)
3) 試験機能
・自動試験機能 ・遠隔試験機能
4) 機器仕様
・一般 ・防水 ・防爆 ・防食 ・その他()
1) 方式
・ラジオチューナー(・FM ・AM ・その他())
2) 施工
・本工事(・建築工事 ・電気設備工事) ・別途工事
(5) 自動閉鎖装置
1) 方式
・既設利用 ・その他()
2) 施工
・本工事(・建築工事 ・電気設備工事) ・別途工事
・既設利用 ・その他()
24. 非常警報設備
(1) 設備
●非常放送装置 ・非常ベル
(2) 非常放送装置
1) 検出方式
・音声検出 ・画像認識式 ・その他()
2) 機器
●増幅器 ●スピーカ ●非常用リモコンマイク
・その他()
3) 増幅器
①出力(270) W
②出力インピーダンス ・Lo形 ●Hi形
③形式 ・ロングラック型 ・スタンダードラック型 ・壁掛型
・その他()
④機能
●マイク放送 ●運動放送(●自火報設備 ●緊急地震速報設備)
・その他()
⑤用途
●拡声設備兼用 ・非常放送専用
4) スピーカ
①結線 ●1W ・3W ・() W
②インピーダンス ・Lo形 ●Hi形
③設置場所 ●屋内 ・屋外 ・その他()
④用途
●拡声設備兼用 ・非常放送専用
5) 非常用リモコンマイク
型式 ・壁掛け ・ラック収納形 ●卓上形 ・その他()
(3) 非常ベル
(自動サインを含む)
1) 機器
・起動装置 ・非常ベル ・表示灯 ・その他()
2) 設置
・単独設置 ・機器収容箱に組込
・消防栓ボックス(別途)に組込 ・その他()
25. ガス漏れ火災警報設備
(1) 機器
・受信機
・副受信機 ・中継器 ・検知器 ・警報器
・その他()
(2) 受信機
1) 回線数
・()回線
2) 種類
・都市ガス用 ・液化石油ガス用
3) 設置
・単独(・壁掛け ・自立形) ・火災受信機等との複合盤
・その他()
(3) 副受信機
1) 動作
・単独(単独動作) ・連動(受信機に伝送)
2) 定格電圧
・AC 100V ・DC 24V(受信機等から供給)
3) ガス検知出力信号
・有電圧出力方式 ・無電圧接点方式
・仕様詳細は別紙による。
【中央監視制御設備】
【医療関係設備】
【構内配電線路】
26. 構内配電線路
(1) 配線方式
・地中線式(・直埋 ・管路) ・架空線式(・直接 ・ちょう架線添架)
・建築物等添架式(・露出配管 ・隠蔽配管 ・その他())
・その他()
(2) 建柱
1) 施工
・本工事 ・既設柱利用 ・その他()
2) 電柱
・コンクリート柱 ・鋼管柱 ・バンザマスト
3) 支持材
・根かせ ・根はじき ・根巻き ・底板
4) 装柱機器
・支線 ・保護ガード ・有(無)
5) 鉄板
1) 機器
・機器 ・開閉器 ・避雷器 ・カットアウト ・碍子
・その他()
2) 耐環境性
・一般用 ・耐塩用
3) 開閉器
・機器 ・開閉器 ・閉閉器箱 ・避雷器 ・カットアウト ・碍子
・その他()
2) 耐環境性
・一般用 ・耐塩用
1) 形式
・ブロック式 ・現場打ち
2) 施工
・本工事(・建築工事 ・電気設備工事) ・別途工事
・既設利用 ・その他()
3) ケーブル支持金物の取付
・2箇所 ・4箇所 ・()箇所
4) 重車両の通行
・有(無)荷重 200N以上、衝撃係数 0.1(走行速度制限箇所) ・無
1) 鉄蓋の刻印は「強電」又は「通信」とする。
2) 雨水の流れ込みを防ぐため防水パッキン付とする。
(6) 鉄蓋
1) 種類
・FEP ・GLT(PEライニング管) ・VE ・HIVE ・SGP
・厚鋼電線管 ・その他()
2) 標示杭埋設
・コンクリート製
3) 埋設標識シート
・2倍長 ・その他()
4) 埋設標識シートの表記は弱電用であることがわかるものとする。
(7) 地中ケーブル保護材料

【構内通信線路】
27. 構内通信線路
(1) 用途
・電話 ・拡声 ・時刻表示 ・火災報知 ・非常警報 ・インターホン
・テレビ共同受信 ・防犯 ・制御 ・その他()
(2) 配線方式
・地中線式(・直埋 ・管路) ・架空線式(・直接 ・ちょう架線添架)
・建築物等添架式(・露出配管 ・隠蔽配管 ・その他())
・その他()
(3) 建柱
1) 施工
・本工事 ・既設柱利用 ・構内配電線柱に添架
・その他()
2) 電柱
・コンクリート柱 ・鋼管柱 ・バンザマスト
3) 支持材
・根かせ ・根はじき ・根巻き ・底板
4) 装柱機器
・有(無)
5) 鉄板
・有(無)
(4) ハンドホールマンホール
1) 形式
・ブロック式 ・現場打ち
2) 施工
・本工事(・建築工事 ・電気設備工事) ・別途工事
・既設利用 ・その他()
3) ケーブル支持金物の取付
・2箇所 ・4箇所 ・()箇所
4) 重車両の通行
・有(無)荷重 200N以上、衝撃係数 0.1(走行速度制限箇所) ・無
1) 鉄蓋の刻印は「弱電」又は「通信」とする。
2) 雨水の流れ込みを防ぐため防水パッキン付とする。
(5) 鉄蓋
1) 種類
・FEP ・GLT(PEライニング管) ・VE ・HIVE ・SGP
・厚鋼電線管 ・その他()
2) 標示杭埋設
・コンクリート製
3) 埋設標識シート
・2倍長 ・その他()
4) 埋設標識シートの表記は弱電用であることがわかるものとする。
【その他】
28. 消火器
1) 設置
・本工事(・建築工事 ・電気設備工事) ・機械設備工事
・別途工事
2) 消火器
・種別()、数量()本
3) 消火器収納箱
・材質()、数量()面
VI. 使用資機材の適用規格
(1) 以下に定めるおりとする。なお、以下に定めない資機材については、日本産業規格(JIS規格)適合品の使用を原則とする。
●電気用品安全法に定める特定電気用品又は特定電気用品
・電気用品安全法適合品
●耐熱・耐火電線、耐熱・耐火ケーブル
・消防庁の登録認定機関として消防庁告示に規定された耐火・耐熱電線及び耐火バスタクトの適合性検査を行い合格したもの
・第三者認証機関として(一社)日本電線工業会規格(JCS規格)への適合性検査を行ったもの
●非常用照明器具
・建築基準法に定める国土交通大臣認定品
・(一社)日本照明工業会の自主評定を受け、JIL5501適合マークが貼付されたもの
●誘導灯
・登録認定機関((一社)日本電気協会(JEA誘導灯認定委員会))の認定を受け、認定証票が貼付されたもの
●制御盤
・(一社)日本配電制御システム工業会規格(JSIA規格)適合品
●消防用加圧送水装置、不活性ガス消火設備及びハロゲン化物消火設備の制御盤、火災通報装置、総合操作盤等の認定対象品
・登録認定機関((一財)日本消防設備安全センター(消防用設備等認定委員会))の認定を受け、認定証票が貼付されたもの
●不活性ガス消火設備等の操作箱、新ガス系消火設備制御盤、緊急通報装置、非常通報装置等の性能評定対象品
・(一財)日本消防設備安全センターの性能評定を受け、評定証票が貼付されたもの
●金属閉鎖形スイッチギヤ
・(一社)日本電機工業会規格(JEM規格)適合品
●高圧機器(遮断器、限流ヒューズ、負荷開閉器、避雷器、断路器、特定機器以外の変圧器、計器用変成器、保護絶縁器)
・(一社)電気学会電気規格調査



付近見取図

凡 例			
記 号	名 称	記 号	名 称
Ⓐ	天 井 埋 込 ス ピ ー カ ー	☒	複 合 盤 P-1-50L (30L+20L)
Ⓐ☆	露 出 両 面 ス ピ ー カ ー	☒	副 受 信 機 30L
Ⓑ	壁 掛 ス ピ ー カ ー	Ⓑ	電 鈴 150φ
鳴	ワ イ ド ホ ー ン ス ピ ー カ ー	○	表 示 灯
♂	ア ッ テ ネ ー タ ー	○G	カ ー ト 付 き 表 示 灯
AMP	壁 掛 形 防 災 ア ン プ	Ⓟ	発 信 器 P-1
RM	マ ル チ リ モ コ ン	ⓅG	カ ー ト 付 き 発 信 器 P-1
ERM	非 常 リ モ コ ン (10 局)	□	差 動 式 ス ポ ッ 特 型 感 知 器 2 種
—○—	ワ イ ャ レ ス ア ン テ ナ	□	定 温 式 ス ポ ッ 特 型 感 知 器 防 水
		□0	定 温 式 ス ポ ッ 特 型 感 知 器 特 種
		□	定 温 式 ス ポ ッ 特 型 感 知 器 1 種
		☒	煙 感 知 器 2 種
		☒	差 動 式 分 布 型 感 知 器
		—○—	空 気 管
		(S)	煙 感 知 器 3 種
		—❖—	壁 貫 通 处 理
		☒	プ ル ボ ッ ク ス 200×200×100 SUS WP



【建築設備の設計に関し、意見を聴いた建築設備士】
第10D1-0152NA号 (有)ソニー設備設計 横井

事名／Title

津市立豊が丘小学校消防設備改修工事

図面種別／Drawing

付近見取図・凡例・配置図

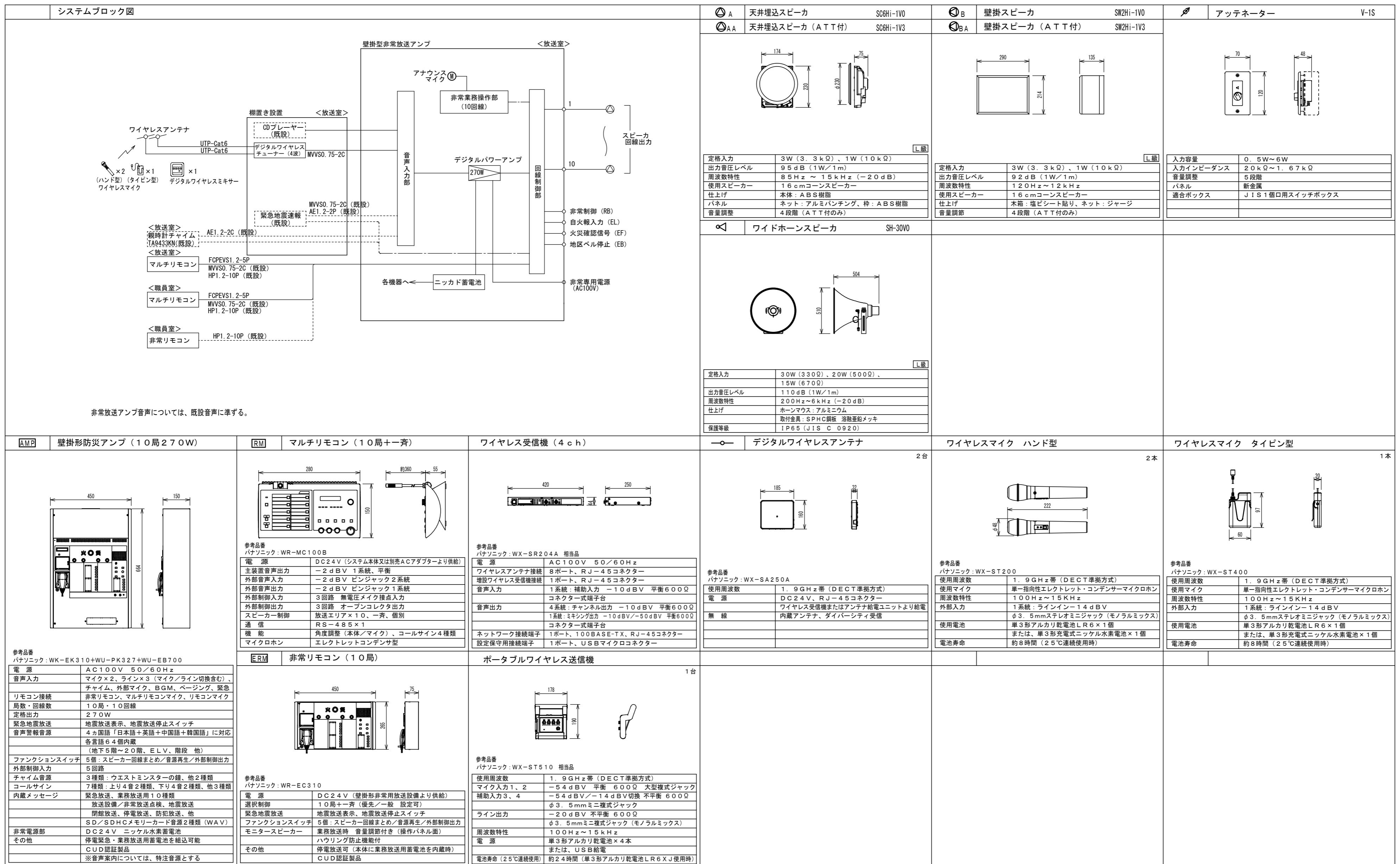
Ch

No.
E-04
原図:A

合資会社 重企建築事務所

Jyuki Architectural Design Office

一級建築士事務所 三重県知事登録第1-300号
一級建築士十国十交通省大臣登録第167163号 山田 裕治



工事名 / Title
津市立豊が丘小学校消防設備改修工事

【建築設備の設計に関し、意見を聽いた建築設備士】
第1001-0152NA号
㈲ソヨー設備設計 横井 和一

図面種別 / Drawing
拡声設備機器姿図

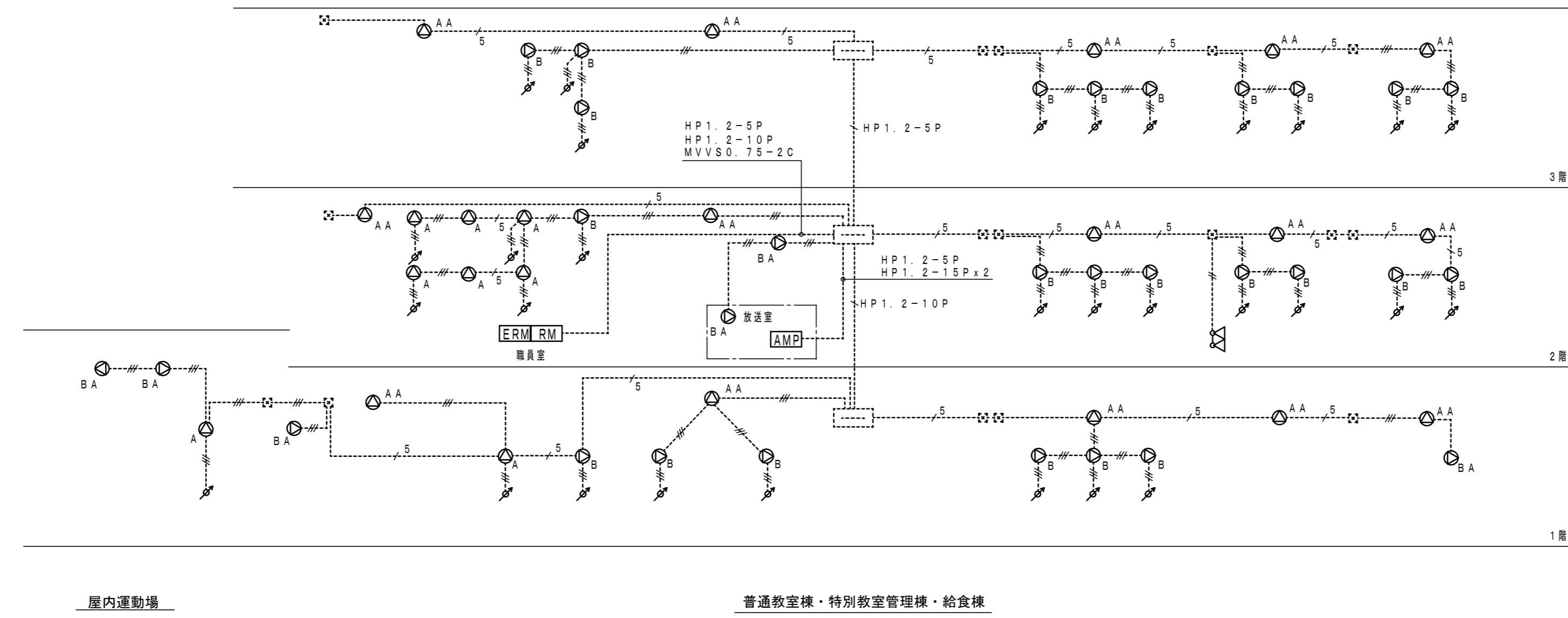
Check
No.
E-05
原図:A2

会員会社 重企建築事務所
Jyuki Architectural Design Office
一級建築士事務所 三重県知事登録第1-300号
一級建築士国土交通省大臣登録第167163号 山田 裕治

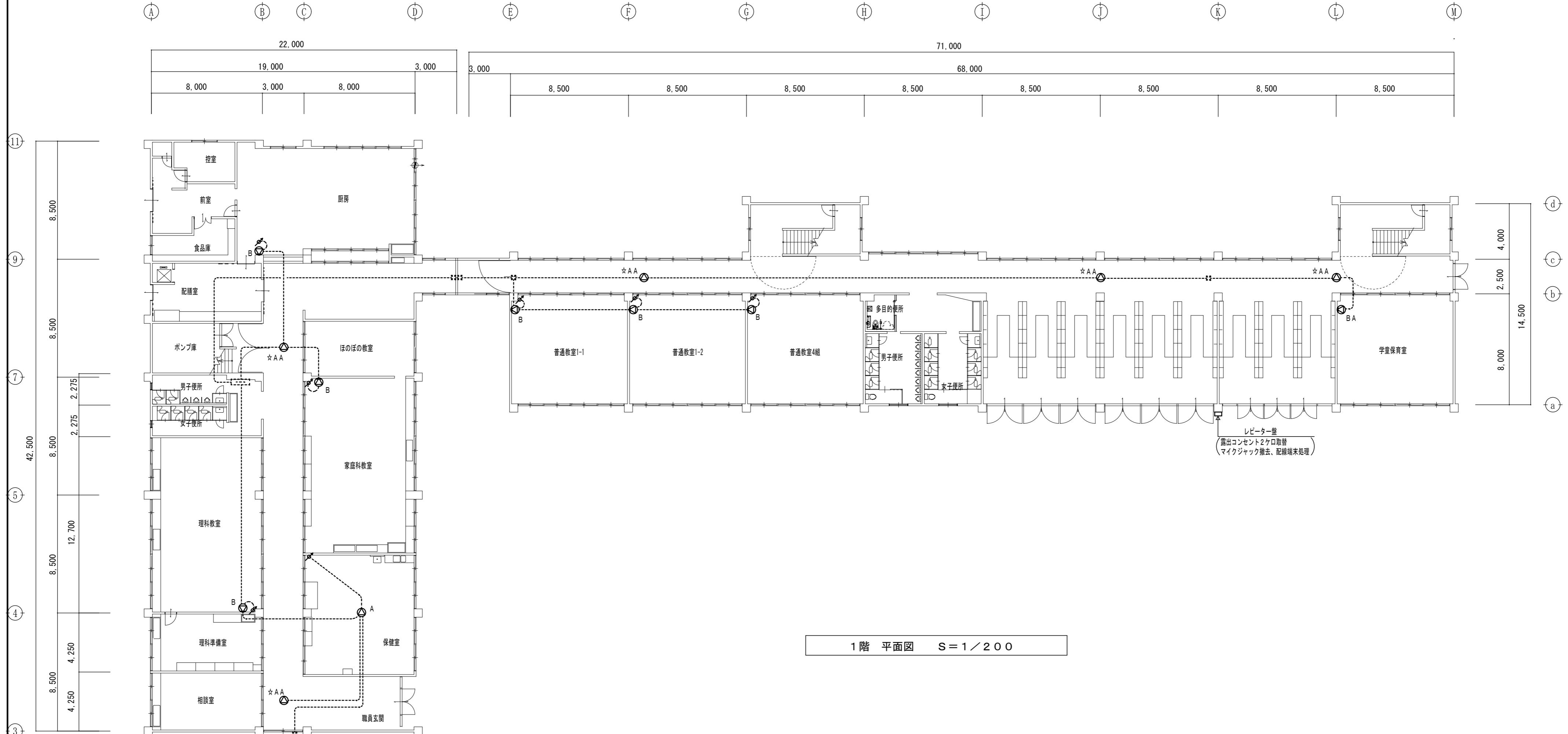
防災アンプ 270W

	スピーカー	ホーン型
	1W	30W
1階	14	
2階	21	2
3階	15	
体育館	3	
計(W)	53	60
合計(W)	113	

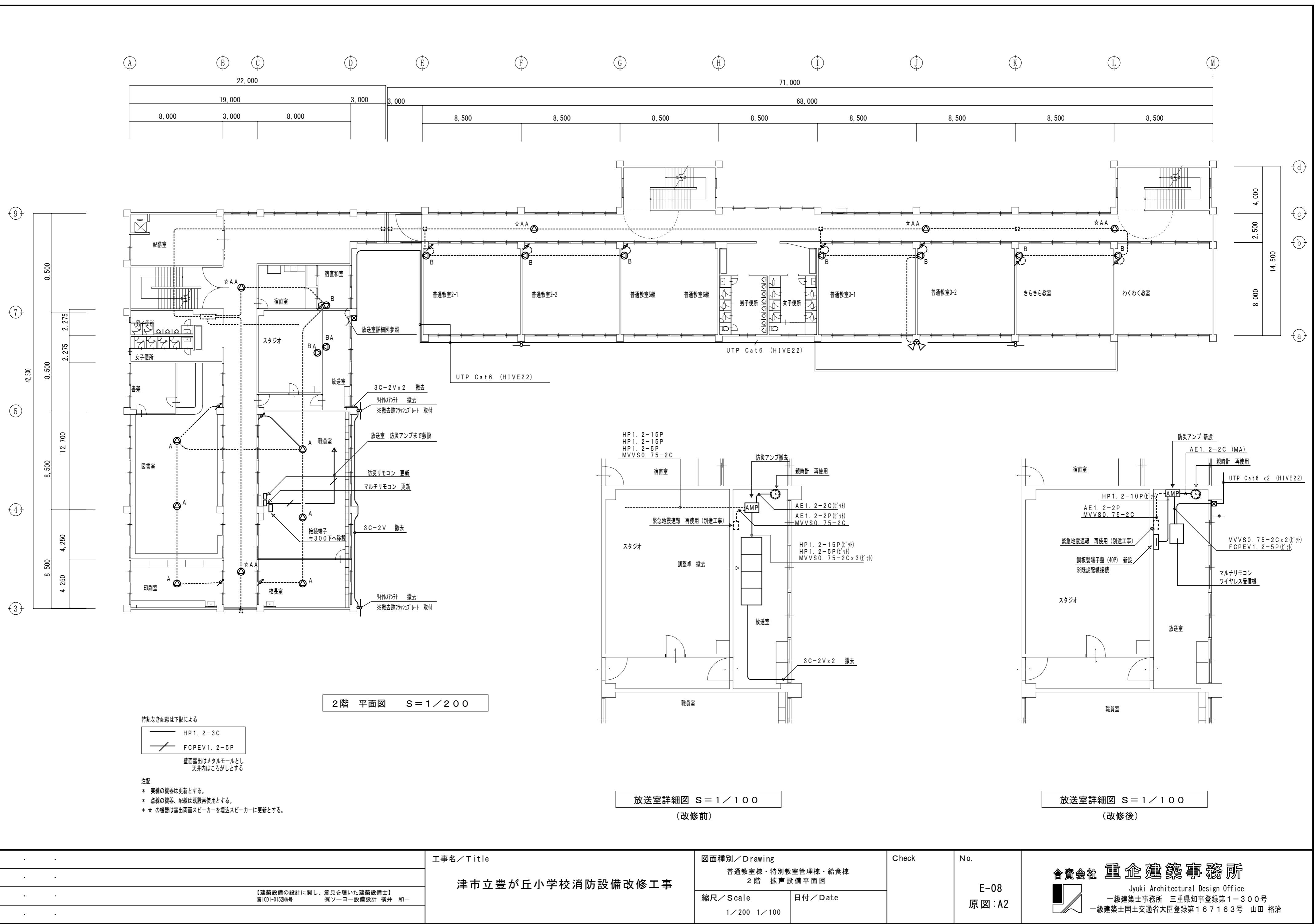
アンプ 270W > スピーカー 113W

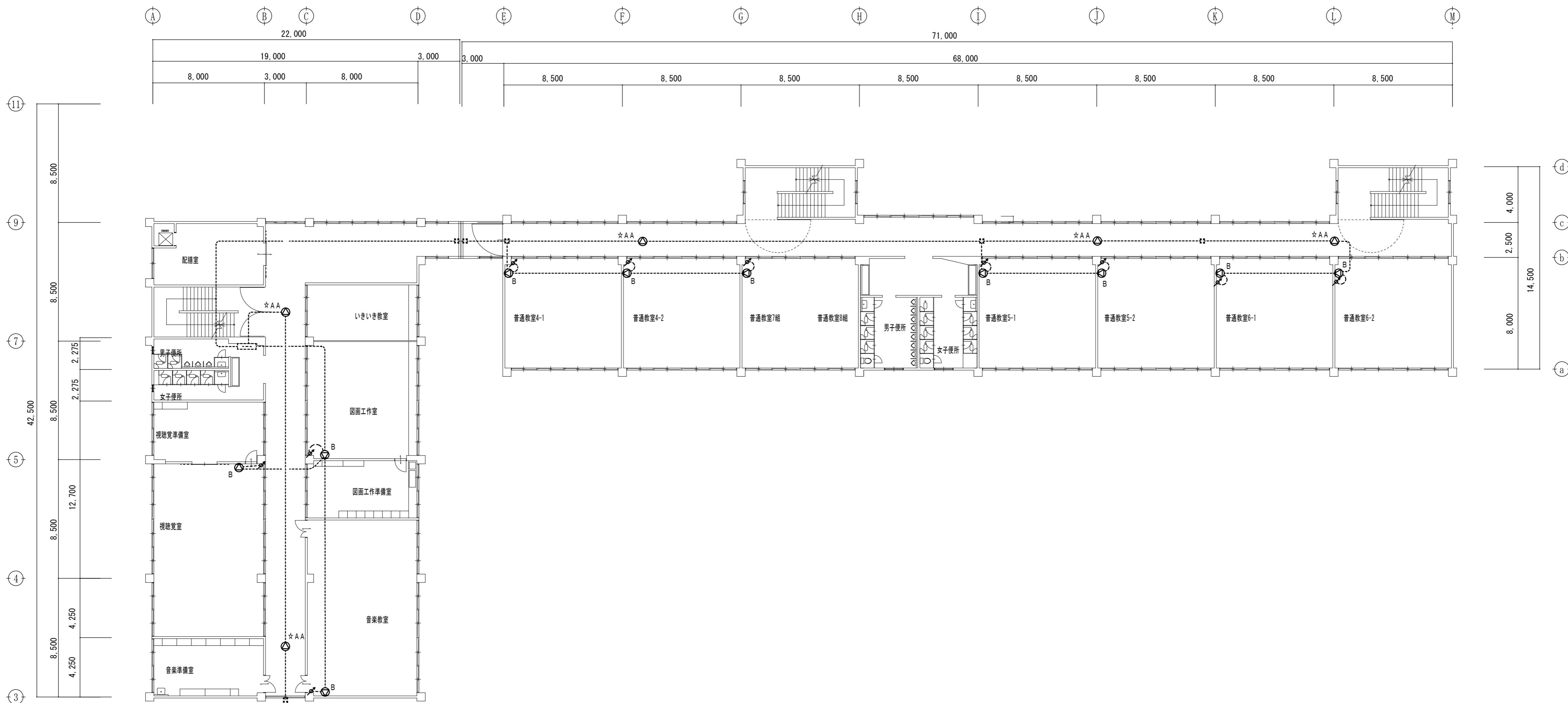


工事名／Title	図面種別／Drawing		Check	No.	会員会社 重企建築事務所 Jyuki Architectural Design Office 一級建築士事務所 三重県知事登録第1-300号 一級建築士国土交通省大臣登録第167163号 山田 裕治
津市立豊が丘小学校消防設備改修工事	拡声設備系統図	縮尺／Scale	日付／Date		
【建築設備の設計に関し、意見を聽いた建築設備士】 第1001-0152NA号 (有)ソヨー設備設計 横井 和一				E-06 原図:A2	



工事名／Title	図面種別／Drawing		Check	No.	会員登録 重企建築事務所 Yuki Architectural Design Office 一級建築士事務所 三重県知事登録第1-300号 一級建築士国土交通省大臣登録第167163号 山田 裕治
津市立豊が丘小学校消防設備改修工事	普通教室棟・特別教室管理棟・給食棟 1階 拡声設備平面図	縮尺／Scale 1 / 200	日付／Date		
【建築設備の設計に関し、意見を聞いた建築設備士】 第1001-0152NA号 （有）ソーヨー設備設計 横井 和一				E-07 原図:A2	





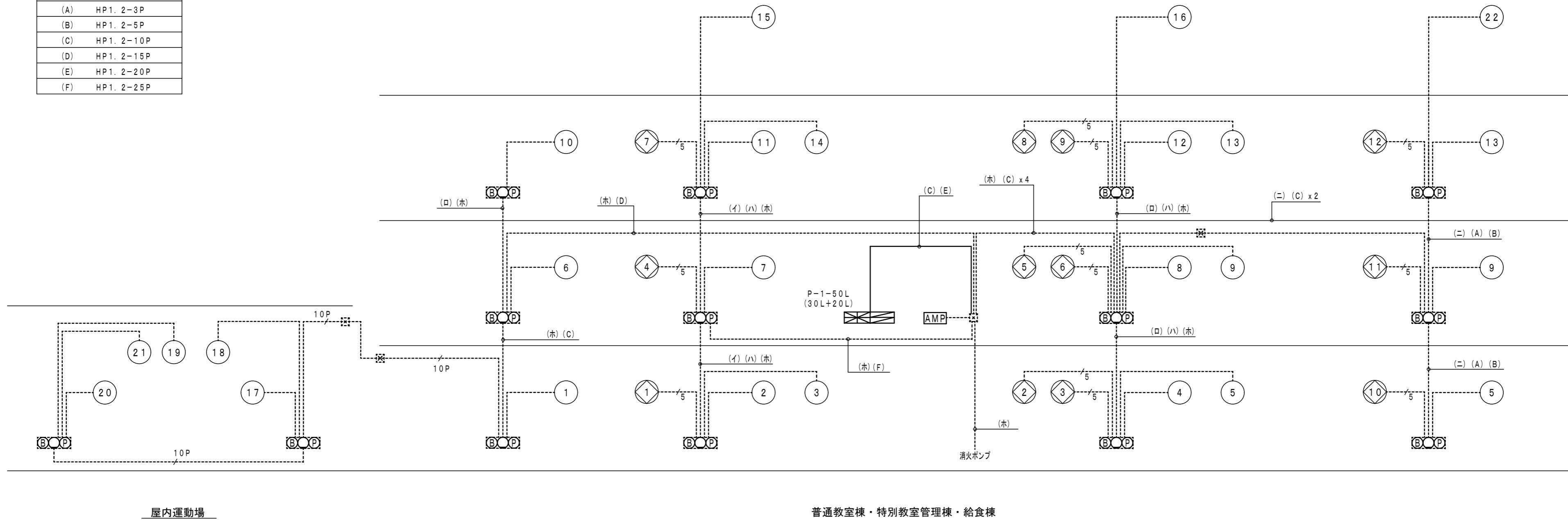
3階 平面図 S = 1 / 200

注記
 * 実線の機器は更新とする。
 * 点線の機器、配線は既設再使用とする。
 * ☆の機器は露出両面スピーカーを埋込スピーカーに更新する。

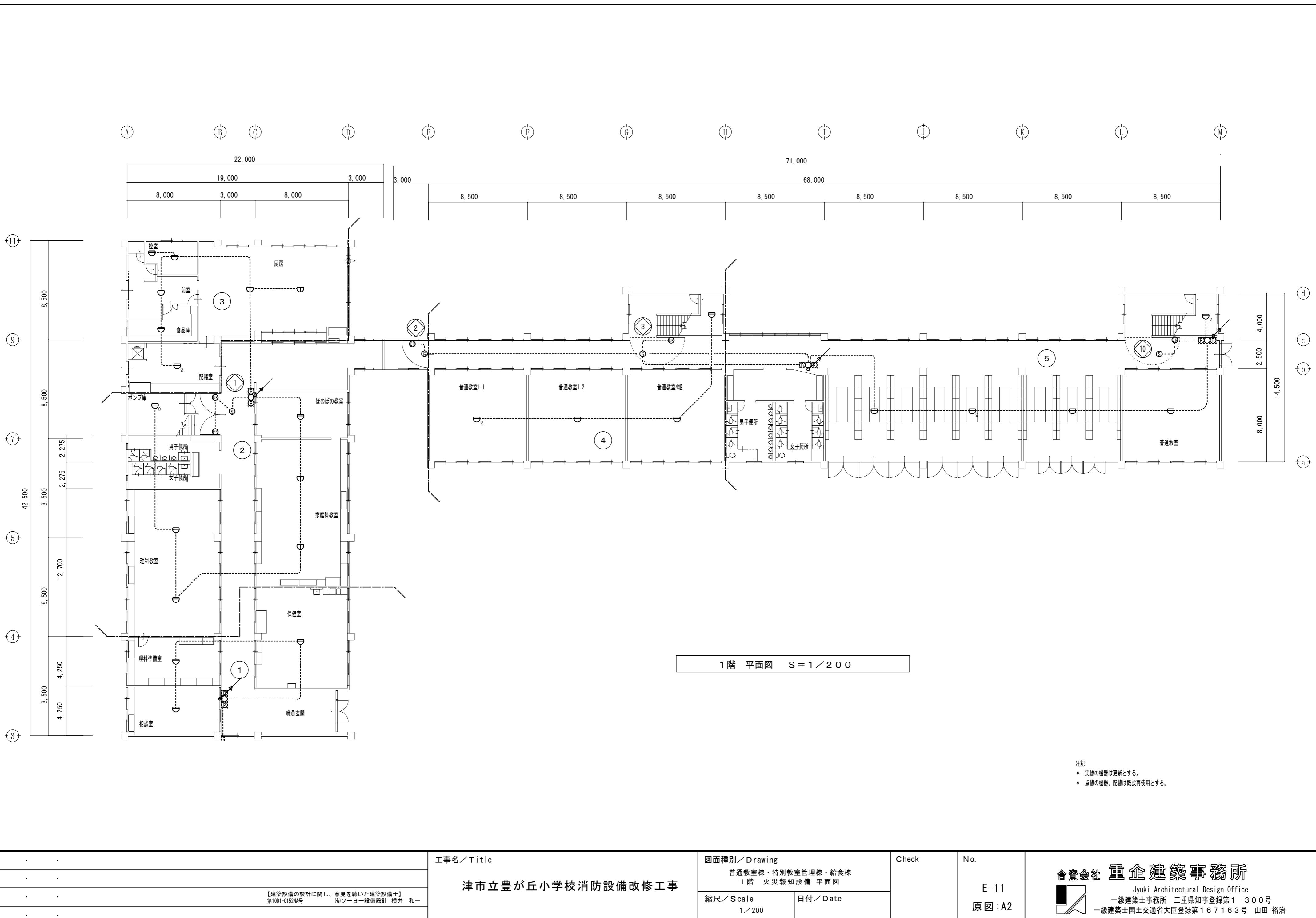
工事名 / Title	図面種別 / Drawing		Check	No.	会員登録 重企建築事務所 Jyuki Architectural Design Office 一級建築士事務所 三重県知事登録第1-300号 一級建築士国土交通省大臣登録第167163号 山田 裕治
津市立豊が丘小学校消防設備改修工事	普通教室棟・特別教室管理棟・給食棟 3階 拡声設備平面図	縮尺 / Scale 1 / 200			

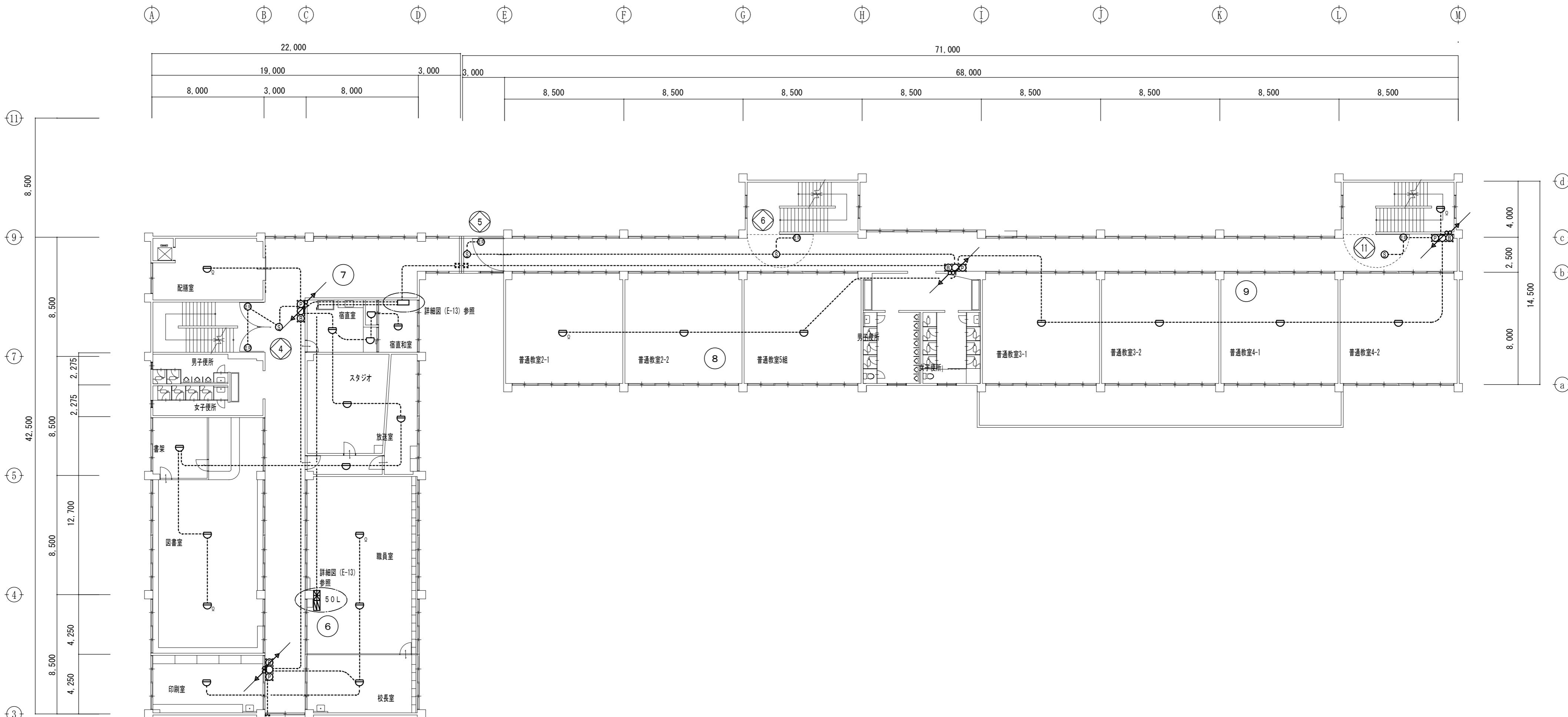
特記なき配線は下記に。

	HIV 1. 2x2
5	HIV 1. 2 x 5
10P	HP 1. 2-10P
(イ)	HIV 1. 2 x 5
(ロ)	HIV 1. 2 x 8
(ハ)	HIV 1. 2 x 10
(ニ)	HIV 2. 0 x 4
(ホ)	HIV 2. 0 x 6
(ア)	HP 1. 2-3P
(ビ)	HP 1. 2-5P
(シ)	HP 1. 2-10P
(ド)	HP 1. 2-15P
(エ)	HP 1. 2-20P
(フ)	HP 1. 2-25P

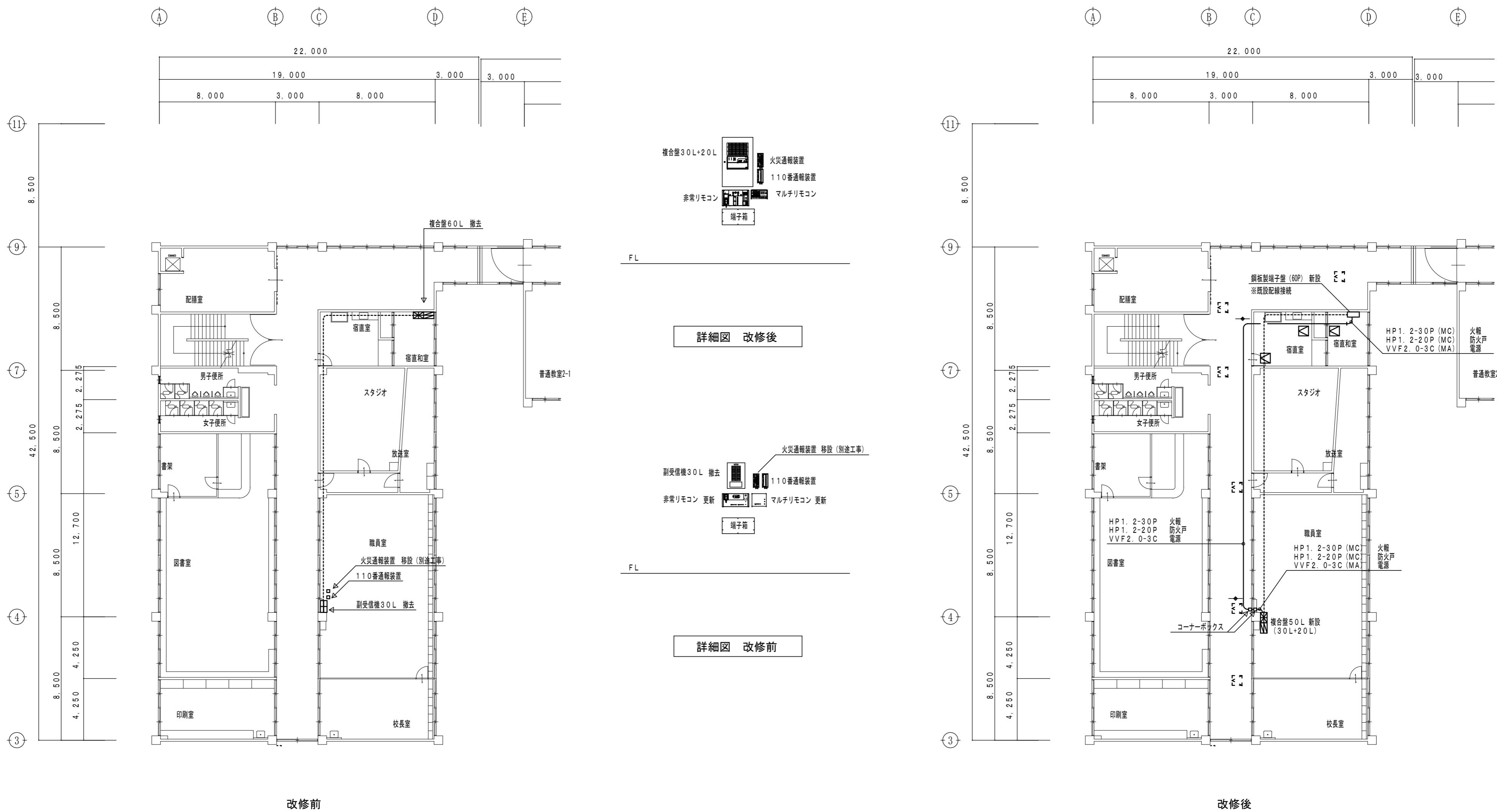


火災報知設備系統図

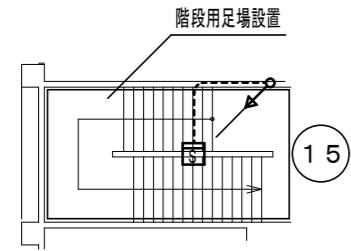




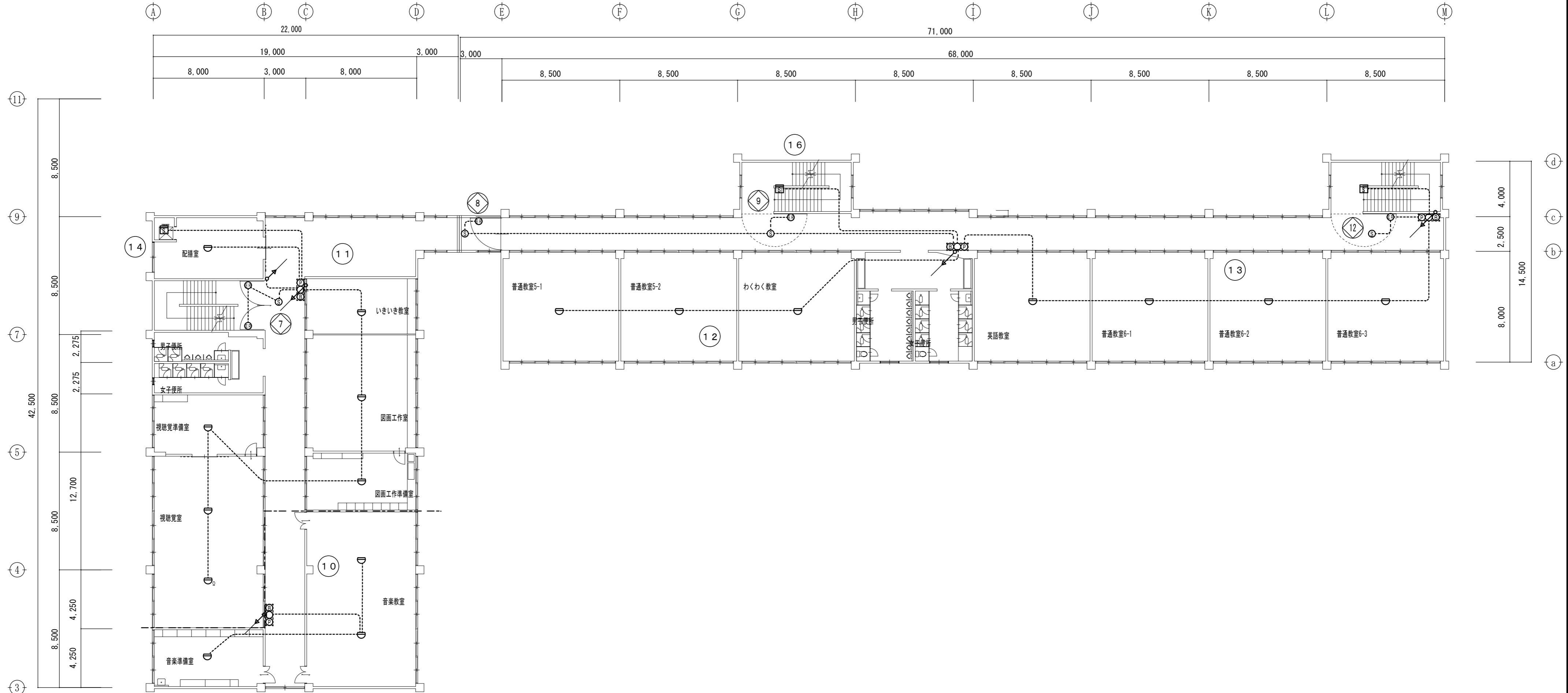
工事名／Title	図面種別／Drawing		Check	No.	会員登録 重企建築事務所 Jyuki Architectural Design Office 一級建築士事務所 三重県知事登録第1-300号 一級建築士国土交通省大臣登録第167163号 山田 裕治
津市立豊が丘小学校消防設備改修工事	普通教室棟・特別教室管理棟・給食棟 2階 火災報知設備 平面図	縮尺／Scale 1 / 200	日付／Date		
【建築設備の設計に関し、意見を聴いた建築設備士】 第1001-0152NA号 ㈲ソヨー設備設計 横井 和一				E-12 原図:A2	



工事名／Title	図面種別／Drawing		Check	No.	会員会社 重企建築事務所 Jyuki Architectural Design Office 一級建築士事務所 三重県知事登録第1-300号 一級建築士国土交通省大臣登録第167163号 山田 裕治
津市立豊が丘小学校消防設備改修工事	2階 火災報知設備 平面詳細図	縮尺／Scale			
【建築設備の設計に関し、意見を聴いた建築設備士】 第1001-0152NA号 (有)ソーヨー設備設計 横井 和一	1/200	日付／Date	E-13 原図:A2		



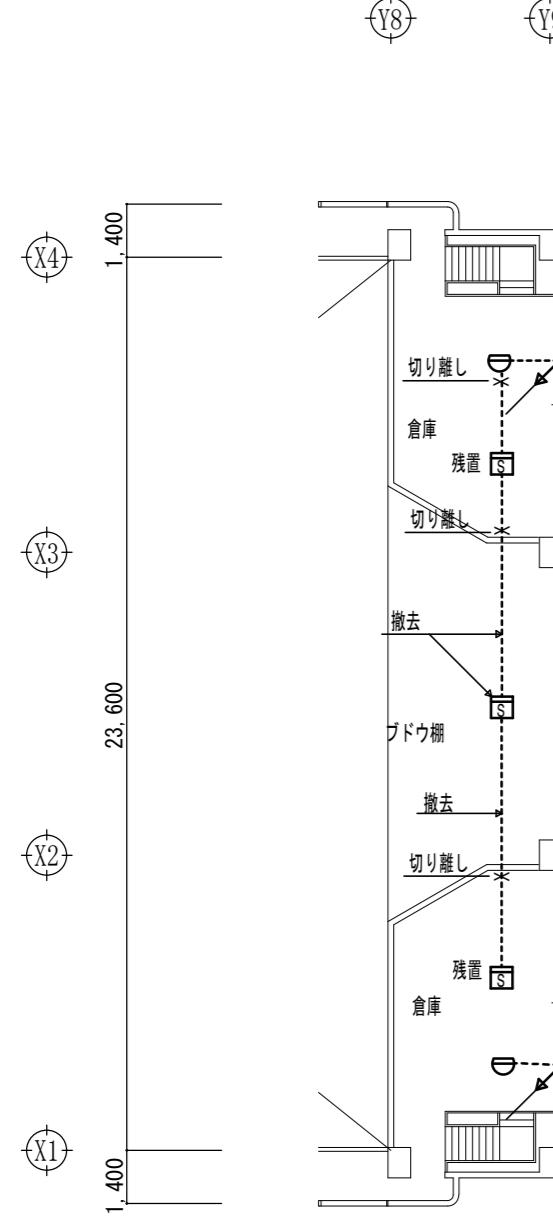
R階平面図 S = 1 / 200



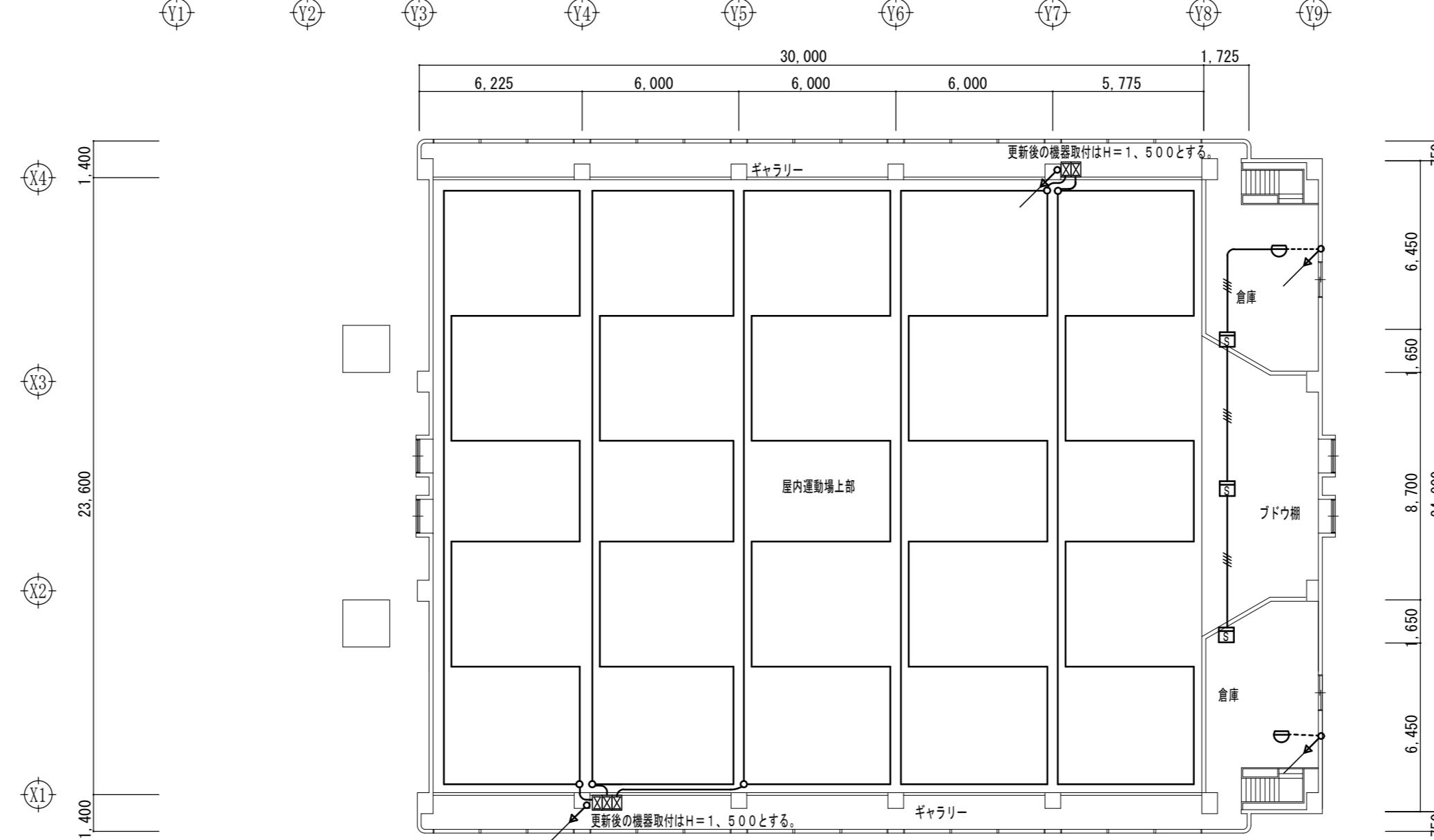
3階 平面図 S = 1 / 200

注記
 * 実線の機器は更新とする。
 * 点線の機器、配線は既設再使用とする。

工事名／Title	図面種別／Drawing	Check	No.	会員会社 重企建築事務所
津市立豊が丘小学校消防設備改修工事 【建築設備の設計に関し、意見を聞いた建築設備士】 第1001-0152NA号 (㈱ソヨー設備設計 横井 和一)	普通教室棟・特別教室管理棟・給食棟 3階 火災報知設備 平面図		E-14 原図:A2	Jyuki Architectural Design Office 一級建築士事務所 三重県知事登録第1-300号 一級建築士国土交通省大臣登録第167163号 山田 裕治
	縮尺／Scale 1 / 200	日付／Date		

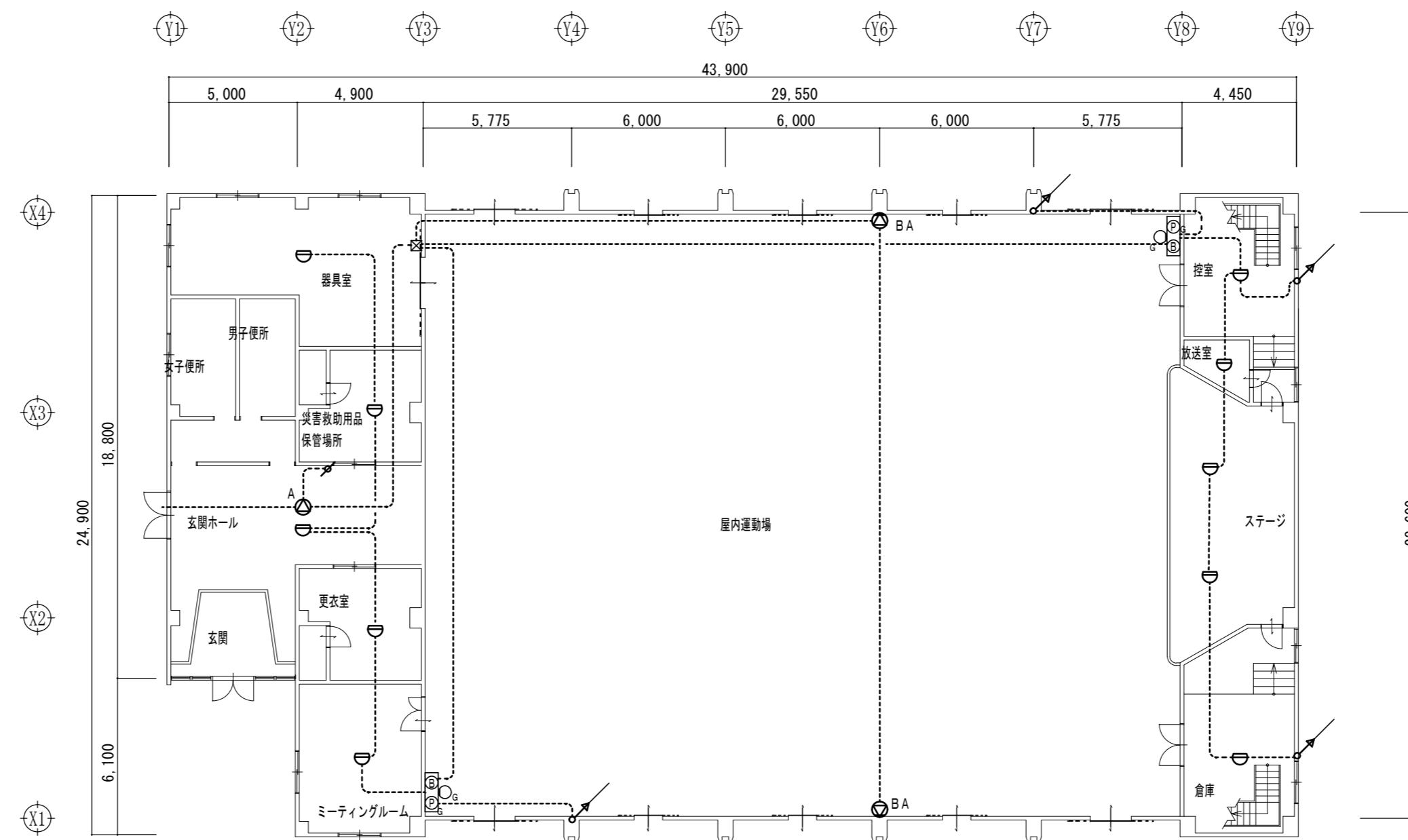


2階平面図 S=1/200
(改修前)



2階平面図 S=1/200
(改修後)

内部足場（屋内運動場）
ローリングタワー5段 2基設置
養生（シート+ペニア t=12mm）



1階平面図 S=1/200

工事名／Title	図面種別／Drawing		Check	No.
津市立豊が丘小学校消防設備改修工事	屋内運動場 拡声・火災報知設備 平面図	縮尺／Scale		
【建築設備の設計に関し、意見を聞いた建築設備士】 第1001-0152NA号 (㈱ソーヨー設備設計 横井 和一)	1/200	日付／Date	E-15	原図:A2